

(第一類 第八号)

第四十三回国会 農林水産委員会 議院 議 録 第十四号

(三三三)

昭和三十三年三月五日(火曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小山 長規君 理事田口長治郎君

理事山中 貞則君 理事足鹿 覺君

理事片島 港君 理事東海林 稔君

安倍晋太郎君 大野 市郎君

金子 岩三君 龜岡 高夫君

飯谷 忠男君 倉成 正君

谷垣 專一君 寺島隆太郎君

野原 正勝君 松浦 東介君

松本 一郎君 米山 恒治君

角屋堅次郎君 湯山 勇君

出席政府委員

農林政務次官 津島 文治君

水産庁長官 庄野五一郎君

委員外の出席者

総理事務官 近藤 武夫君

経済企画庁総 合計画局参事

運輸技術官 宮崎 茂一君

建設事務官 鮎川 幸雄君

(河川局長) 鮎川 幸雄君

建設技術官 今沢 豊正君

(国土地理院長) 岩隈 博君

専門員

委員湯山勇君辞任につき、その補欠

として八百板正君が議長の名で委

員に選任された。

同日

委員八百板正君辞任につき、その補

委員八百板正君辞任につき、その補

委員八百板正君辞任につき、その補

委員八百板正君辞任につき、その補

委員八百板正君辞任につき、その補

委員八百板正君辞任につき、その補

委員八百板正君辞任につき、その補

委員八百板正君辞任につき、その補

委員八百板正君辞任につき、その補

委員八百板正君辞任につき、その補

欠として湯山勇君が議長の名で委
員に選任された。

三月四日

農業取締法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二三〇号)

同日

農業災害補償制度の改正に関する諸

議外一件(秋山利恭君紹介)(第一七

二七号)

同(寺島隆太郎君紹介)(第一七五七

号)

同(八木徹雄君紹介)(第一七五八号)

同(黒金泰美君紹介)(第一八八二二

同(愛知揆一君紹介)(第一八八三三

同(赤城宗徳君紹介)(第一八八四四

同外一件(石田博英君紹介)(第一八

八五号)

同(大野市郎君紹介)(第一八八六号)

同外十件(小山長規君紹介)(第一八

八七号)

同(齋藤憲三君紹介)(第一八八八号)

同(高橋等君紹介)(第一八八九号)

同(南條徳男君紹介)(第一八九〇号)

同外一件(柳谷清三郎君紹介)(第一

八九一〇号)

同外一件(池田正之輔君紹介)(第一

八九二二号)

同外八件(相川勝六君紹介)(第一九

五一号)

同外三十五件(大野市郎君紹介)(第

一九五二二号)

同外五件(坊秀男君紹介)(第一九五

三三三三三三三三三三三三三三三三

同(山口好一君紹介)(第一九五四四

同(内海清君紹介)(第一九五五五

同(内海清君紹介)(第一九五五五

同(内海清君紹介)(第一九五五五

同(内海清君紹介)(第一九五五五

同(内海清君紹介)(第一九五五五

同(内海清君紹介)(第一九五五五

同(砂原格君紹介)(第二〇二三三三)

同外二十五件(田中彰治君紹介)(第

二〇二四四号)

同(永田亮一君紹介)(第二〇二五五

同(松田鐵蔵君紹介)(第二〇二六六

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

同(森下國雄君紹介)(第二〇二七七

れを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 過般米、ただいま御提示

になりました漁港法の一部改正法案並

びに第三次漁港整備計画の国会承認の

件について同僚委員からいろいろ質疑

がなされてきたわけですが、この際海

岸法の関係からいけば、農林省以外に

建設省関係、さらに運輸省関係、こ

ういものもそれぞれ関連が深いのであ

りますので、きょうはそれらの方々の

御出席も求めて、総合的な立場から数

点御質問を申し上げたいと思います。

最初に、経済企画庁からおいでに

なっておりますのであります。池

田内閣で定められました所得倍増の計

画におきまして、漁港、港湾あるいは

海岸保全施設、こういったものの公共投

資において当初見込んだ予算総額は、

各費目別にどういふふうに見込まれて

おったのか。さらに、これと今回の第

三次漁港整備計画でいけば修築事業に

対する一千億あるいは改修事業に對す

る二百五十億等の問題との予算関係と

いうようなものの対比、あるいは港湾

では、御承知の通り港湾整備の特別会

計等も設けられておるわけでありませ

が、そういう今日の計画との予算の対

比、こういったものについてまず御説明

をお願いしたいと思います。

○近藤説明員 所得倍増計画におきま

しては、行政投資を計画期間中総額十

六兆一千三百億というふうに出して

おりました、まず漁港の関係につきま

しては、農林水産省というところで、農

業基盤、草地改良、林道、造林等と

業基盤、草地改良、林道、造林等と

業基盤、草地改良、林道、造林等と

業基盤、草地改良、林道、造林等と

業基盤、草地改良、林道、造林等と

もに一括いたしました一兆円というふ

うに計上いたしております。それから

港湾につきましては、計画期間中の総

投資額五千三百億ということになって

おります。それから海岸保全につきま

しては特に特掲いたしておりますので

で、「その他」というところで、その他

の総額は五兆二千八百億でございます

が、その中に含まれておるといふこと

に相なっております。

それで倍増計画の趣旨が自由経済下

の計画でございます、いわば国民経

済全体を巨視的にとらえて、全体

の望ましい姿を描きまして、それに

伴つてとるべき政府の政策を首尾一貫

的なものにする、こういったような建前

でございますので、細部につきましては

計画自体ではきめておらないわけで

ございます。それぞれの担当の各省に

おきまして具体的な計画を立てて実行

していただくというふうになっており

ます。計画できめておりますことは以

上のような程度のことでございますし

て、実際の運用はそれに即して行なわ

れるということになっております。

○角屋委員 この機会に、港湾局関係

からは、港湾の整備の長期計画にお

ける予算のプラン、さらに建設省の河川

局関係からは、海岸保全での長期計画

における予算的なプランについて、所

得倍増計画との関連において御説明を

願いたいと思います。

○宮崎説明員 所得倍増計画と港湾の

長期計画の問題でございますが、私ど

もただいま企画庁からお話のございま

す。

す。

す。

す。

したように十カ年間五千三百億というふうになっております。これはどういふ考えかとお申しますと、十カ年間にいきますところの国民総生産が倍になる、そういう経済指標と港の扱い量という関連をとらえて、港の貨物をどのくらい扱うのかという、目標年次におきましての扱い量というものをい出して、それとこの港の投資額を積み上げた試算というものが、そういうものの過去の関連がございまして、そういう関連から巨視的に出した数字を参照にいたしまして積み上げたものでございまして、その五千三百億の中で三十六年からの前期五カ年計画というものは二千五百億というふうになっております。この二千五百億円のペースを今実行いたしておりますので、今年度の予算が成立いたしますと、それまでに大体五十七、八割くらいの進捗率になる、こういう状況でございます。

なお、今申し上げましたのは港の改修とか整備、いわゆる積極的な港整備の方でありまして、海岸の防災事業と申しますか、こういう消極的な事業、ちょっと言葉はおかしいですけれども、防災事業につきましては、そういう五カ年計画というものは別ワクでございます。このほかで毎年々々大蔵省と御相談申し上げて重点的に必要な箇所から予算要求をして実施に移していく、こういったようなことになっておるわけでありまして、一応港局関係の説明を終わります。

○鮎川説明員 河川局関係の問題につきましては、ただいまお尋ねになりました点について申し上げます。

御承知のように治山、治水の投資額につきましては、治山治水緊急措置法に基づいて治山治水事業の十カ年計画に基づいて計画を進めておるわけでございますが、この治山治水十カ年計画に基づいて事業費の総額は、府県などで行ないます単独事業それから治山事業等も含めまして総額が九千二百億になっておるわけでありまして、合計では一兆五百億円になっておるわけでございまして、この金額は所得倍増計画におきまして治山治水の投資額と比較して考えますと、所得倍増計画におきまして昭和三十六年度から四十五年度に至る投資額は一兆一千二百億と見込んでおるわけでございまして、治山治水の計画は昭和三十五年度から四十四年度に至る投資額といたしまして一兆五百億円が見込んであるわけでございまして、内容的には、時間のずれがございまして、一致いたしておるわけでございまして、

次に、ただいまお尋ねの海岸事業についての問題でございますが、海岸事業につきましては海岸保全の面からいろいろの関係各省にまたがっておりますのでございまして、これにつきまして長期計画がまだ策定されてないわけでありまして、所得倍増計画が策定されます際にはまだ独立の部門として投資額を定める段階に至っていないわけでありまして、従いまして、現在所得倍増計画におきまして、先ほど経済企画庁から御説明がございましたように、道路、港湾、あるいは治山治水以外の問題を一括して考えておられます「その他」の投資額五兆二千八百億円の中に含まれておるわけでありまして、この中に含まれておりますが、今

後海岸保全施設の長期計画につきましては、昭和三十六年度から関係各省が各部門につきまして内容を調査実施中でございますので、この調査が完了いたしましたならば長期計画を策定いたしまして、海岸事業につきまして所得倍増計画などにおきましても独立のワクを設けたらどうか、こういう点につきましてただいま検討中でございます。

○角屋委員 海岸法によって、日本の海岸のいわば各省別の分け方としては、建設省関係あるいは運輸省関係、農林省関係、海岸保全施設にしてもそれぞれ分かれていくわけですが、それと、この際、北海道、内地を含めて、日本の海岸線は、いわゆる建設省関係では何％、運輸省関係では何％、農林省関係では何％、海岸保全施設では何％、というふうに、海岸保全施設の各省別の比率についてお調べを願うように言っておきまして、それが、どなたからでもけっこうですが、その概況を一つ御説明願いたしたいと思います。

○鮎川説明員 ただいま御質問がございました件につきまして、各省それぞれ関係もございまして、建設省の方で取りまとめ御説明申し上げます。わが国の海岸線の総延長は約二万六千キロメートルに及んでおるわけでございまして、昭和三十七年三月末におきます調査結果によつて申し上げますと、このうち、さしあたって海岸保全区域の指定を要します延長のキロ数は約一万一千七百二十五キロメートルになっておりまして、先ほど申しました海岸線の総延長に對しまして約四四％に当たつておるわけでございまして、こ

のうち運輸省関係が二千九百十八キロメートル、農林省農地局関係が千五百八十四キロメートル、農林省の水産庁関係が二千二百七十五キロメートル、建設省関係が四千九百四十八キロメートルでございまして、合計いたしまして一万一千七百二十五キロメートルでございます。

○角屋委員 ただいまの説明で、各省間の大体的比率は承知したわけですが、これは特に伊勢湾台風等の災害の際に出た問題でございまして、日本の海岸線は相当長いわけですが、その所管が各省にそれぞれまたがっております、しかも工事の実態等も各省間によって構築の強さに相当差がある、あるいは各省間の海岸保全施設等が入り乱れておつて、それがたまたま合理的であるかどうか、そういう点は根本的に検討しなければならぬじゃないかという議論もしたわけですが、きょうはその問題はこれ以上触れることは避けます。

建設省の国土地理院の方がおいでになつておると思うのでありますが、海岸の整備を考へる場合もあるいは港の場合でも、建設省の関係の海岸保全施設を考へる場合でも同様であります、日本の場合には地盤沈下という問題がこの種の整備計画と関連して重要に考へなければならぬ問題の一つだと思つております。建設省、運輸省関係の予算を見て参りますと、たとえば東海・南海地震の地盤沈下対策に対する新年度の予算等もある程度組まれており、あるいは新潟市の地盤沈下に対する予算がある程度組まれているといふようなことが予算上出て参つておりますけれども、国土地理院として日

本の地盤沈下の実態調査を海岸線について科学的にどういふふうに行つておられるのか、あるいは日本の海岸地帯における地盤沈下の現状はどういふ姿になっておるのか、その点についてまず御説明をお願いしたいと思います。

○今沢説明員 地盤沈下に関しまして、建設省の国土地理院で調査をいたしております状況につきまして、概略御説明を申し上げます。

大まかに分けまして、全国的な水準測量を行なつておるということがまず第一でございます。第二番目といたしまして、特に地盤沈下の問題が注目されておる地帯につきまして別途にかくやつておるというふうになり、大体二つに分けられるのでございまして、

第一番目の全国的な水準測量でございますが、これは、ただいま全国におたりまして一等水準路線を約二万キロメートル張りめぐらしておるわけでありまして、これを逐次測量いたしておるようなわけでございまして、この方は、予算並びに人員の関係がございまして、一度測量いたしましたものをまたその次に測量するという間に時間が非常に開いております。たとえて申しますと、最初に現在の水準路線が設定されたのが明治十六年でございまして、大正二年までかかりまして、三十年以上でございますが、一応終わつておるといふような状況でございます。その後関東震災を契機といたしまして、さらに今年度も一回はかり直して着手したような状況でございます。その後、関東震災に続きまして、南海地震であるとか非常に大地震があった際にその地帯をあらわにしておるという

ましては、従来関係の各省、これは農林、建設、運輸、こういったところで共同いたしまして、その整備の促進をはかつてきておるわけでございますが、先ほど港灣局の方からもお答えがありましたように、その整備の状況は進んでおると思います。当然その海岸保全の漁港の関係の担当者でございます知事あるいは市町村においてそれを調製し促進をはかつておるわけでございます。

○角屋委員　港灣の關係は、試験研究機関として、港灣技術研究所というものが従来からいろいろ港灣關係の技術研究をやっておるわけですし、また建設省の關係では、土木研究所の方でいろいろな問題に対するいろいろな研究をやっておるわけですが、従来漁港を取

り扱つておる水産庁関係では、こゝういふ港灣技術研究所あるいは土木研究所に對比すべき研究機関というものが必ずしも整備されておらなかつた。しかし現実には相當な経費をかけて漁港整備をやるという場合には、やはり設計の構造の基準をどうするか、あるいは施工をどうするかというやうな問題については科学的な研究というものがなされなければならぬことは当然でありまして、そういう点では必ずしも従来十分でなかつたので、今回の農林省設置法の一部改正でもつて、いわば農地局関係の農業土木試験場の中で、水産関係の土木工事の研究も新しく一つ加えてやらせようという、便宜的といひますか、とりあへずそゝういう方法をとつておるわけですけれども、これからの漁港整備というものを本格的にやつていこうという段階ではきわめて不十分ではないのかということを感じます。

るわけですが。この点、新しく農林省の設置法の一部改正で、農業土木試験場の中で、農地局関係の農業土木試験場以外に、その施設を活用して水産関係の土木試験場もやろうということなんでしょうけれども、これらの考え方について、一つ水産庁長官から今後の方針等もあれば承りたいと思う。

○庄野政府委員 御指摘のように、漁港に關します土木につきまして、農林省直接の研究機関は、従来持つておりませんでした。漁港部におきましてそういった技術面の研究なり調査をいたしておりますし、また府県におきましては、単独に漁港課とかがありますところでは、そこが中心になりまして、技術面の調査研究ということをやっております。また実施面におきましては、府県におきまして土木部の中におきまして、港灣あるいは河川等の関連におきまして、そういった実施面におきまして研究調査、こういったことは実施して万全を期してきた次第でございますが、今回三十八年度から、農林省と水産庁といたしまして、こういった漁港関係の土木事業並びに今後漁場の改善改良をやつていきます場合におきまして土木事業、こういった面が非常に重要になって参りますし、また仕事のウェイトも非常に高くなつてくる。特に漁場改良あるいは港灣等につきましても、沿岸の構造改善対策との関連においても、やはり水産業として独特の土木関係の調査研究をする必要がある、こういったことと今回設置法で御審議を願つております分は、農業土木試験場の中の一部といたしまして、水産土木研究部を三十八年度から設置いたしまして、第一研究課と第二研究課というこ

とで、二つの分野に分かれまして、第一の方で漁港関係の土木、第二の方で魚礁とか漁場改良、養殖関係の土木関係、こういったものを実施したいと考えております。これにつきましては、御承知のように農業土木試験場におきましては、海岸あるいは干拓等で非常に施設を持つておるわけでございまして、こういった施設あるいは研究等が、やはり漁港の方の防波堤あるいは岸壁といったものと非常に共通する面があるわけでございまして、また研究施設等もこれを利用する可能性があるのでございまして、発足といたしまして農業土木の中の一研究部、こういったことで発足いたしておりますが、今後さらにこれを拡充して参りたい、こういったふうに考えております。

○角屋委員 同じ海岸地帯のいろんな築造をやる場合でも、漁港の場合は漁港で、これから農業土木試験場で研究したところの成果に基づいて、あるいは港灣の場合は港灣技術研究所でいろいろ研究し、建設省関係では土木研究所で研究をしようというに、各省別にそれぞれ研究機関を持つておりますけれども、問題は港灣といひ、漁港といひ、海岸施設といひ、これはわれわれ人為的に分けておるのであつて、自然の台風その他の地盤沈下等に対する対策としては、やはり共通したものを持つておるということに相なりうからと思つておるわけであります。従つて、従来からこういった各省間の試験研究機関の研究交流あるいは相互の連絡といふものが十分密接になされておるのかどうかというところが、検討すべき問題になるわけですが、これらの点について、従来から具体的にどういうふうな形で各省

間の相互連絡あるいは研究の交流といふものをやつてきておるのか、あるいは今後農業土木試験場に水産関係のそういったものを設ける場合に、さらに緊密にどういうふうな連絡をしていこうか、これらの点についてそれぞれ各省の担当関係から、代表してでもけつこうですか、お答えを願ひたいと思ひます。

○宮崎説明員 海岸とか、波とか、土質とか、そういった土木的な研究機関は、今のお話のように各省に分かれてはおりますけれども、私どもの港灣技術研究所の方は、一応研究成果といふものをまとめまして、研究所の報告をしております。それでその本を讀んでいただければよろしいということもございしますが、また海岸工学学会という学会もございまして、それから土木学会という学会もございまして、これらはやはり年に二、三回会議を開いておられますので、そういったところに専門家が出席してディスカッションをしておるようでございします。ですから、そういった交流といふものもあるわけでございしますが、後所の間では、たとえばこの前に伊勢湾台風が起きた場合にいたしまして、あるいは東京湾の地盤沈下の問題にいたしまして、大阪湾の地盤沈下の問題にいたしまして、各省を連絡した協議会といふものを設けてまして、技術的な検討をいたしておりますし、その復旧工法その他についても協議会で何回もディスカッションしておられますので、大体仰せのような交流と申しますか、そういった趣旨には沿つておるのじゃないか。あるいはまた不十分な点があれば、今後そういった交流を密にして万全を期していきたい

い、私どもの方ではそういったふうに考えております。

○角屋委員 漁港にいたしまして、港灣、海岸保全施設にいたしまして、これは海岸法の第十四条の法的根拠のある築造の基準といふところに考え方を置いて、しかも試験研究機関のいろいろな研究成果といふものを反映しながらやる、こういった建前で各省もやっておられるわけですか、あるいは別の考え方でもやっておられるわけですか。その点は各省ごとにお答えを願ひたいと思ひます。

○鮎川説明員 ただいまお話がございましたように、海岸保全施設につきましては、建設、農林、運輸各省に分かれてやっておるわけでございします。従つて築造いたしました場合には、できるだけ各省が統一された基準に基づいてやる必要があると思ひます。従つて、その築造の基準についても明示いたしておるわけでございします。そこでも、ただいままでは関係各省の間におきまして海岸保全施設の築造基準といふものを定めまして、まず築造につきましての基本的な内容を統一いたしてやっておるわけでございします。なおそのほか、先ほどもちよつとお話がございましたように、伊勢湾高潮の際の築造の場合、またチリ地震の際の築造の場合、またそれ関係各省密接な関係がございしますので、各省で連絡会を設けてまして、お互いその築造の基準につきまして統一をはかりまして、遺憾ないようになつて参つておるわけでございしますが、さらに今後も

関係各省の間の連絡を一層密にして、海岸の築造基準が統一的な基準で行なわれますように進めて参りたいというふうに考えておるわけでございします。

○角屋委員 あとの関係はけつこうです。結局この築造の基準といふのは、海岸法の場合でいへば、十四条で法的に規制されておるわけですが、従来から災害等の場合に私どもも直而し、またよく聞く声は、同じ海岸であるけれども、たとえば建設省の工事はがっちりした工事になつておる、あるいは運輸省の関係もがっちりした工事になつておる、あるいは農林省の関係では、漁港を見ても農地局の関係を見て、少しそれから劣るのではないかと、いろいろなことがいろいろ議論として出て参る。たとえば鍋田干拓の場合もそういった点で、農林省の行なつた堤防についてはいろいろ議論が當時出た。あるいは私どもが災害調査に参りまして、海岸地帯をずっと参りますと、何となく漁港といふのが災害では、ことに第一種なんという漁港に至ると、痛めつけられた姿といふものになつてくる。こういったことになつて、同じ海岸の保全施設をやる場合でも若干各省別に、これは予算の制約その他があるかどうかという問題は別にして、共通の考え方であるべき問題が、必ずしも各省間でやうな感じが、率直に言つて持つてきたわけですが、まあ今後漁港関係につきましても一つの試験研究の部門といふものが農業土木試験場の中につくられ、これは将来は独立の機関を持つと

いうところまでいくことが望ましいの
じゃないかと私は思いますが、いずれ
にしても港湾技術研究所あるいは土木
研究所、農業土木試験場における水産
の方面の研究というものが三位一体に
なつて、港湾にしろ、漁港にしろ、海
岸保全にしろ、共通の研究成果という
ものをそれぞれの整備の中に生かして
いくという形が今後積極的にとられな
ければならないという感じを持つてお
るわけです。

そこで本論に入りまして漁港法につ
いての問題であります。これは昭和
二十五年に議員立法として、当時の情
勢から見て国会で非常に努力してつく
られた法律でありまして、私もその
努力とその後の漁港法が果たして
きた役割というものを評価するのにや
ぶさかでありませんが、率直に言つ
て、今日の時点になつて現行漁港法と
いうものを見る場合には、根本的にや
はり再検討し、そしてまた今の時点に
即応したように改正をしなければなら
ぬ状況に相なつてきているのじゃない
かというのを感じておるわけです。
現実には今日まで漁港法の運営の中で
仕事をやってこられた水産庁としてど
ういう御見解を持つておられるのか、ま
ずお伺いをいたしたいと思います。

○庄野政府委員 漁港法の制定の経
過、運用の状態につきましては、御審
議願った段階におきましていろいろ申
し上げた次第でございますが、やはり
漁港法の各条文につきましては、今後の
水産業の発展の方向あるいはいろいろな
地域計画と即応して、漁港、特に沿岸
の構造改善計画といったものの中核と
しての漁港の整備、こういった点、計
画的な面から見て漁港法の運営につき

まして十分検討を要する面はあろう
と存じます。われわれもいたしまして
も今後漁港法の運営の現状あるいは水
産業の発展の方向、そういう点を考え
ながら、漁港法の法制的な検討という
ものを十分続けて参りたい、こういう
ふうに考えております。

○湯山委員 ちよつと関連。関係各省
がお見えになつておられますから、こ
の際関連してお尋ねいたしたいと思ひ
ます。

それは、海岸法でそれぞれの所管の
区域がきめられておりますけれども、
これは大へん不合理な点が多いのでは
ないか。きめられた当時は、漁港なら
ば漁港を中心としてコンパスで半円を
かいて、この範囲が漁港の範囲だと
か、そういうような荒っぽい作業も
あつたのじゃないかと思ひます。そう
いうことから関連を持って、現在漁港
でありながら運輸省が所管をしておる
とか、あるいは運輸省が所管の港の中に
漁港ができておるとか、そういうこと
のような混乱が多少あるのじゃないかと
思ひますが、そういう点は一体どう
なつておるのでしょうか。あるいはそ
ういうことについて関係各省間でどう
いう調整が行なわれておるか、これを
まず――どこへお伺いをしたいの
か、各省とも一つそういうことがあれ
ばお願いしたいと思ひます。

○庄野政府委員 海岸法に基づきます
各省の所管でございますが、水産庁
として申し上げますと、御承知のよう
に、漁港は漁港法に基づきまして漁港
区域を指定して漁港を指定する、こう
いうことに相なつておるわけでござい
まして、漁港法に基づきます指定漁
港は全国でただいま二千七百五十一港

ございまして、その場合に漁港の区域
というものをあわせて指定されるわけ
でございまして、その指定されました
漁港区域内におきます漁港施設並び
に海岸保全に關する所管というものは
水産庁で所管する、こういうことに
相なつておるわけでございまして。今
御指摘のように、一般の港湾で漁港的
に使われているというので漁港法、水
産庁と混同があるのじゃないかとい
う話でございますが、そういう点は運
輸省の港湾と漁港法の港湾とは重複な
りあるいは矛盾はない、これははつき
りいたしておるわけでございまして。た
だ漁船の利用といたしまして、一般の
港湾を漁船が利用するといった面も
ございまして、これはやはり一般の港湾と
して運輸省で所管されておるところを
水産業の事情によりまして漁船が利用
する、こういふ面はあるわけでござい
ますが、工事面におけるそういうこと
はございません。

○湯山委員 運輸省の方へお尋ねいた
したいと思ひますが、運輸省でたとえ
ば漁港の改修というか、あるいは土砂
がたまつておるもの、浚渫というよう
なことをおやりになつておる例がござ
いますか。

○宮崎説明員 運輸省で漁港の船だま
りを浚渫するということは全然ござい
ません。運輸省では運輸省の所管の港
湾だけの工事を担当しております。漁
港の方は全部農林大臣でございま
す。それから、先ほどお話もござ
いましたように、二重指定の港もござ
います。一部商港でございまして、中
に一部漁港があるというところもござ
いますし、最近はまだある港で、漁港で
あつたのですけれども商港的に発展し

てきたというので、これは宮城県の大
仙沼でございまして、一部材木を取り
扱う区域を商港に指定したという例も
ございまして、その区域ははつきりして
おりますので、工事は、運輸省の区域
は運輸省の方でやる、漁港の区域は全
部水産庁の方でやりいたしたく、この
点ははつきりしております。

○湯山委員 実はこういうケースなん
です。従来漁港がありまして、指定漁
港というのはその漁港のあつたところ
じゃない別な運輸省所管の港湾地域が
新しく漁港になつた。そうするととも
あつたところ、古い漁港というものは
実際はもう要らなくなるわけなんです。
ところが要らなくなるわけじゃない。使用し
なくなるというわけじゃなくて、漁港
として小型の漁船はやはりそこを使つ
ておる。そういうところの浚渫は、水
産庁の方は今新しいのができましたか
らそちらについては何にもしない。そ
の海岸の区域は運輸省の方に入らな
い。そうなんだと、その漁港の
今のような浚渫とか簡単な工事は一体
どこが所管になるか。それから、そうい
う場合はどういふ処理をしておられる
か。というのは、今おっしゃつたよう
に漁港の方でもいふん変わつてくる
という場合があるから、そういう
場合と一体どうなるか、お伺いした
と思ひます。

○庄野政府委員 漁港区域を変更した
場合と存じます。そういう場合には
関係の省とよく事前に協議いたしま
して、これは漁港法にもございまして
が、運輸省の港湾局と相談するとい
うことになりまして、相談いたしまして
新しい漁港区域を指定いたしておりま

す。そういう場合に古い漁港区域を廃
止いたしますればこれは一般の港湾の
方に入りますし、それを漁港区域に含
めて新しい漁港として拡充すれば水産
庁の所管ということでも工事いたすこ
とになつております。

○湯山委員 その場合、古い漁港の方
は水産庁の方の手から離れる、しかし
漁港としては使いたい、そういう場合
にその海岸は運輸省の所管になつて
いるという場合の工事で、小さい港
ですけれども、とにかく船が何十隻か
入る、その浚渫工事というふうなも
のはどこがやることになるのですか。

○庄野政府委員 従来の古い漁港でや
はり沿岸の小型漁船等が利用してい
る、こういう場合はおそろくははず
してないと思ひますが、それがもし
はずれておる、廃止してい
る、こういうことになりましたと、その
地区が港湾区域に入つておりましたら
ば港湾局の工事ということになります
し、港湾区域に入つてない場合は一
般の海岸保全、こういうことで建設
か、あるいは農地局所管か、こういう
ことにならうかと存じます。

○角屋委員 この漁港法を見る場合、
たとえば漁港の種類は第六條の關係の
問題で、御承知の通り一種から四種ま
で、それに特定第三種を含めて五段階
に今日分かれておるわけです。問題は、
こういう五段階に分かれておる漁港
の種類というものが、今日これほど細
分化することが必要かどうかというこ

とが一つの検討問題だと思ふわけですが、ことに一種、二種などというものを分けておるといふ必要があるのかどうかという問題もありますし、ことにまた一種、二種というものが漁港整備の中でもきわめて冷遇されるわけですし、また補助率も一番低位に置かれていて、というところにも問題があるわけですが、私は考え方としては、基幹になるべき漁港、通常の一般の漁港というふうに、二つくらいに大別して物事を考えていくというふうに今後再検討すべきものでないのかというふうに思ふわけですが、この点、水産庁としてはどういうふうに考えておられるか、お伺いをいたしたいと思います。

○庄野政府委員 御指摘のように漁港の種類は、漁港法の第六条で第一種から第四種までと、そのほかに特定の第三種漁港、というところで五種類に相なっております。この種類の分け方は、第四種を除きまして、利用の範囲といったような点に重点を置きまして四種類に分かれておるわけでございます。第四種の漁港は、漁場の開発のための前進根拠地あるいは漁港の避難港、こういった機能もあるわけでございますが、一種から第三種、特定第三種といったものにつきましては、水産の上におきます利用の大きさ、こういったものが中心になっておるかと思ひます。これにつきましては御承知のように、漁業問題の基本問題調査会におきましてもよく検討されて、今御指摘になりましたように基幹となるような漁港、あるいは一種、二種のような沿岸漁業の根拠地として沿岸振興に役立つような中小漁港、こういったふうな再検討すべきじゃないか、という

意見の具申もあつたわけでございますが、われわれといたしましてはそういう点を十分に考えながら、先ほど申し上げましたように漁港法の中におきまするいろいろな問題を、当然こういうものが中核にならうかと思ひますが、再検討して、水産業の発展に即応するように、これは簡素化すべきものは簡素化していったらどうか、こういうような考えを持って検討いたしております。

○角屋委員 この機会に運輸省の港務局関係にお伺いしたいのですが、港務局の場合はランクの問題とか、あるいは港務の全国的な総体数とかいうふうな問題、さらにそれらと関連をした補助等の基準の問題等について若干御説明をお願いしたい。

○宮崎説明員 港務の場合も避難港といふものがござります。これは水陸の貨物の揚げおろしをしない、おもに船舶の避難のための港、こういう意味で避難港といふものを別にしております。それからその他の全体の港務につきましては、重要港といふものを考へております。そのほかは全部地方港と申します。ですから非常に平たく申しますと、避難港といふのが別にございまして、重要港といふものはある程度の大きな港、これは大体いろいろ基準がござります。外貨で二十万トン以上扱つか、あるいは国内輸送で百万トンくらい以上とか、どのくらいの施設を持っているとか、こういった基準が比較的大きな港でござります。そういう三種類でござります。それからまた特に、この重要港の中、外国貿易上国家的に非常に必要な港といふものを特定重要港といつて

おります。そういうのが数カ所ござります。その港の数でござりますが、今申し上げました特定重要港といふものが十三港ござります。それから特定重要港を除きました重要港が七十二港ござります。そのほかの地方港といふのは千十三港、計千九十八港でござります。なお避難港は三十五港、これは地方港の中に一応数字的には含めましたけれども、三十五港でござります。ですから大体そういう港の数と分類になっております。

○角屋委員 港務法の中では、今言った特定重要港あるいは重要港、地方港といふ分け方は、港務法の中できちっと規制されておるのですか。

○宮崎説明員 これは港務法の中で指定してござります。重要港、特定重要港といふものはござります。

○角屋委員 そこで、漁港の問題については、種類の点は今申しましたように水産庁としても今後漁港法の再検討の問題と関連して、特に一種、二種等の問題についてはこれをどうするかという点については考えたいということでありまして、漁港の種類の問題は、今日の時点ではこの程度にいたしたいと思ひます。

次に、第三章の審議会の関係の問題であります。これは当時の客観情勢から整備計画の国会の承認問題とか、あるいは審議会について両院の同意による総理大臣の任命とかいうふうに、非常に権威を与えられた形式をとつておるわけですが、ただ農林省の場合に、たとえば農業基本法に基づく農政審議会、あるいは開拓官農振興臨時措置法に基づく開拓官農振興審議会とか、果樹農業振興特別措置法に基づ

くところの果樹農業振興審議会とか、たくさんものを私調へ上げておりますが、それらを見てみた場合も、総理大臣任命という形式をとるのは比較的まれでありまして、いわゆる農政審議会の場合に総理任命、あるいは中央漁業調整審議会の場合に総理任命といふふうなことがありますけれども、大体大部分は農林大臣任命の形式をとつておるところが多いわけです。それと同時に、国会承認形式というふうなルールを踏んでおるのは他にほとんど例がないのでありまして、大半は農林大臣なり総理の任命形式でやっておるという形でありまして、しかも人数の問題については、たとえば果樹農業振興特別措置法の場合の審議会は十二人以内といふことですが、農政審議会の場合は十五人以内、多いのになります。飼料供給安定審議会の場合は三十人以内といふことで、九人といふふうな形式の少数でやるところは他にあまり例がなく、最少十二人、大抵十四人十五人、あるいは二十人、三十人と、たくさん例を全部調べ上げておられますが、そういう形式に相なっております。これから漁港の整備の問題は、単に漁港も整備するといふ、そういうプロパーの問題ではなくて、御承知の、政府におかれ

ても沿岸漁業等振興法を出されておるわけですが、それに先行して沿岸漁業の構造改善といふものがすでにすべり出しておるわけです。従つて漁港の整備も、こういう水産業の今後の発展、特に沿岸漁業の構造改善等とマッチさせて漁港の整備をするという政策的な面、これが今後重視されなければならぬ、こういうことになってく

ると、やはり今の人数についても、これに国会のメンバーを入れるかどうかという問題はさらに検討しなければならぬ問題を含んでおるかもしれませんが、いずれにしてもこれから本腰を入れてやろうとする沿岸漁業等の振興あるいは水産政策の発展という面から見て、漁港整備等についてもそういう政策とタイアップする審議会の運営という面から見れば、現行の九人——これは水産庁長官をはずしますけれども、一般の方でさらに一人追加になりますから、従つて九名という定数には変わりはないわけですが、これはさらに増員をして、客観的、公正な運営形式にさらに充実していく必要があるのじゃないかというところを感ずるわけですが、これも、その点……

○庄野政府委員 漁港審議会につきましては、漁港法によりまして御指摘のように内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する、こういうことになりまして、任命形式においては他の審議会あるいは委員会と違ひました重きを置いてござります。そして任用資格といひますか、任用される学識経験の範囲につきましては、第九条に、漁港の整備について十分な知識と経験を有する方、それから第二に漁港の修築に関する技術について十分な知識と経験を有する人、第三に漁港の運営について十分な知識と経験を有する人、第四点として漁業に關し十分な知識と経験を有する人、こういうことで漁港の技術あるいは運営についての専門家、それから一般の水産業それ自体につきましの専門的な知識と経験を有する者、こういう方の中から八名を選ぶ、それで水産庁長官が一人のメンバーとし

て、その水産庁長官の職にある者が入る、こういうことに相なつたわけでございます。この権限につきましても、漁港の指定あるいは取り消し、廃止といったような点から漁港の整備計画の樹立といった点の諮問機関といった点で、非常に任務としては広いわけでございます。そういう点から、先ほど申しましたような総理大臣の任命で両議院の御承認を得る、こういうような形をとつたものと存するわけでござい

ます。今回の改正におきましては従来の審議会の運営の実況等から、水産庁長官として委員として中に入つて業務を尽くすという形よりは、水産庁長官は官庁として当然この審議会には出、また意見を述べる機会もあり、あるいは必要な調査も審議会の命を受けてやる、こういうような点十分関係もございまして、従来の運営の経験から申しまして、諮問する側の者が水産庁の中の一員になっているということよりは、われわれとしまして外に出て十分審議会の運営に役立つように協力する、こういうような形に改めた方がよいのじゃないか、こういうことで水産庁長官を一人は必ずということに御審議をお願いしておるわけでございまして、一名の部分につきましては、やはり水産関係あるいは漁港関係の専門的知識を有する学識経験者、そういう方から選んでいきたい、こういうふうな考えでおります。

○角屋委員 審議会の人員の増員問題については長官からは触れられなかったわけですが、これはやはりこれからの沿岸漁業等の振興と漁港整備のタイアップという点から十

分考えてもらいたい問題の一つだと思ふわけではあります。

次に、新年度から御承知の漁港の改修事業というものが新しく予算的にすべり出すわけですが、これは従来から第一次整備計画、第二次整備計画、今回第三次整備計画の国会承認が求められておるわけですが、そういう修築事業を中心とした整備計画という形で漁港の整備をやる以外に、従来の災害事業から発足をいたしました局部改良というものが法的根拠を持たずにありまして、八千万円以下二千万円までの分について漁港改修事業というものが新しく予算的にすべり出すということになっておるわけではあります。これは当局側の説明としては、いわゆる漁港修築整備事業で実施すべき以外に、水産業の伸展と見合った弾力的な運営という面から見て、改修事業が新しく必要になってきたんだという説明のようでありまして、これと、しかし八千万円程度までの漁港の改修、修築あるいは新設等をやるというふうな形になって参りますと、これは法的根拠なしにそのまゝ予算的に済ませるといふことは立法機関としてはやはり問題になってくる。従つてやはり改修事業についての法的根拠というものが必要とされる必要がある。ことに補助率についても一応予算的には修築事業と改修事業との間に差をつくらないのだと言つておられるけれども、これはやはり法的根拠の裏づけを持つておられない。こういう点にもやはり問題ができるわけであつて、従つて私もとしましては、今回予算的にすべり出すとしておる改修事業については、必要最小限の法的根拠というものを、漁

港法という単独立法が現実に存在しているわけですから、その中で明らかにするということは当然考えられなければならぬ、こういうふうに思ふわけではあります。水産庁としてなぜ必要最小限の法的根拠を与えるということを避けて予算的にこれを済ましていくというのか、その理由あるいは考え方についてお伺いいたしておきたいと思ひます。

○庄野政府委員 漁港の整備につきましては、御承知のように漁港法に基づきます整備計画によつて従来これを遂行して参つた次第でございます。その段階におきまして漁港整備計画は現行のものでは第一次、第二次ということに相なつておりました、今回変更の整備計画を御承認をお願いしているのが第三次、こういうことに相なるわけでございますが、現行の漁港の整備計画を遂行して参ります段階におきまして、やはりおのおの八年間というごとで漁港名をあげ、そしてその各漁港につきましても工事の主たる内容として外郭施設とか、あるいは泊地の施設とか、機能施設、こういうものを御承認願つた次第でございますが、御承知のように日本の水産業というものは戦後急速な発展をいたしておりますし、またその発展段階におきまして、この水産業の最も重要な生産基盤でございます漁港の利用状況あるいは機能等におきまして、八年間における水産業の発展にマッチしないような面も出てくるわけでございます。その点につきましましては従来は整備計画による漁港の修築事業、それから今御指摘になりました局部改良事業、こういった点で対応してきたわけでございますが、

も、局部改良事業という事業につきましても、おのずからその局部的な改良あるいは補修といったような点で限界もあるわけでございます、今回整備計画というものに取上げます漁港につきましましては、この水産業の将来八年間を見通しました発展に即応した最も重要な漁港についてこれを重点的に整備していく、こういうような考えで整備計画を再検討いたして御承認願つたわけでございますが、そういう段階におきまして局部改良事業と整備計画によりまして修築事業との間におきまして、今後の水産業の発展に即応するような事業が各漁港ごとに必要になってくるわけでございますが、それを改修事業として取り上げて三十八年度から実施して、全体的な漁港の整備をはかつていきたい。整備計画による修築事業と、改修事業による漁港工事と、局部改良工事による漁港の部分的な改善、補修、そういう三つのシステムによつて漁港の整備をはかつていきたく、こういうような考えで三十八年度からこういう工事を始める、こういうことに相なつたわけでございます。

それで、ただいま申しましたように整備計画にありますが、これはもちろん重点的に取り上げていくわけでございまして、それに漏れた分は改修事業で取り上げて、その漁業事情あるいは地元の開発等に資するといふ観点から改修事業で取り上げていく、こういうことに相なるわけでございます、何分三十八年度から新しく取り上げた事業でございまして、今後この方向も十分全国的な漁港の中から調査をし、整備して計画的にこれを持っていきたい、こういうことでございまして、従来の第二

次整備計画に入つておまして、今後改修事業で取り上げていく、こういうものににつきましては調査も相当進んでおります、すぐ改修計画に乗り移れる、こういうことになるわけでございますが、その他の新しく改修事業で取り上げていくというものは、今後やはり相当調査なりを十分やらなければならぬ、こういう考えを持っておるわけでございます。おおむねそういう考えで、改修事業については大体八間に四百五十程度の漁港を対象にした、こういう考えでございますが、そういう点もございまして、これは漁港法で取り上げることにつきましては、まだ十分検討の要があるかと存じております。われわれといたしましては、三十八年度以降改修事業を修築事業と並行して実施していきま

す段階におきまして、先生の御指摘の点等十分検討して取り上げていきたい、こういうふうに考えております。

なお、審議会の委員のメンバーにつきましては、従来の運営の経過等から見まして、九人で十分機能を果たしているかと存じておりますが、御指摘のようない点もございまして、また検討させていたきたいと存じます。

○角屋委員 運輸省の方にお伺いしたのですが、港灣法の第二条では港灣工事という形で法律上の定義がなされておまして、「この法律で「港灣工事」とは、港灣施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事をいう。」と、こういうことで港灣工事という表わし方をしておるわけですが、これでも、漁港法でいって改修、改修、局改、こういう法的裏づけのない改修が生まれて二つ局改ともに出てきて

○庄野政府委員　御指摘のように漁港につきましては、県営でやる分と市町村営でやる分とございます。県営でやる分につきましては、国の負担あるいは補助の残りは県が負担する、こういうことに相なっておりますが、町村営につきましては、これについて県が負担している面があるわけでございます。

す。そういう面におきまして、県の持ち分が県ごとにいろいろ異なってきたり、面が出ておるわけでございまして、これにつきまして、御指摘のようにやはり県の財政事情並びに水産業として県におきまざる産業のウェート、そういう面でもいろいろいろいろな差が出てきておるか存する次第でございまして、水産庁といたしましては、やはりひもつきというわけには参りませんが、できるだけ地元負担等につきましては県において負担できるように、こういったような指導なり要請を県にいたしておるわけでございまして、今後そういう努力は進めて参りたい、こういうふうに考えております。

○角屋委員 今お話しになりましたけれども、たとえば漁港修築事業を、直轄並びに離島関係を含まないというところで、いろいろ資料が出ておりますが、第一種の場合、事業主体が県の場合に、国、県、市町村の負担の各都道府県別の実況を見てみますと、たとえば東京の場合には国が四〇％補助するに對して、東京都で六〇％補助し、市町村関係ゼロというふうな一覽表になっております。北海道で例をとれば、北海道の場合が七五％、あと北海道の関係で二・五％、市町村の關係で二・五％というデータもありまして、たとえば秋田の場合でいけば、国の四〇に對して県が二〇、市町村が四〇というふうな形で、各県別に非常にアンバラがあつて、市長官は、県がやる場合においては、市町村の負担は全然ないのだという御説明ですけれども、少しこの資料と違ふようですが、一種の例をとつてみても、二種の場合もそうですが……

○庄野政府委員 先ほど申しました分につきまして、多少説明に不十分な点があるかと存じます。県営につきましても、受益者負担といったような形で、県がその工事の一部を市町村に負担させておる、こういう例があるわけでもございまして、その点今御指摘の通りでございまして、そういう点等におきまして、やはり県ができるだけ持つようにという指導はいたしていききたい、こう思つております。なお地元負担等の地方交付税交付金につきましても、超過する部分についての上積み二五％、こういった措置は、漁港につきましても自治省とよく連絡を保ちながらそういう措置を講じて、地元負担の負担力増という点には配慮いたしておる次第でございまして、

○角屋委員 今説明がありましたけれども、いずれにしてもこの一覽表を見ると、各県間のアンバラというものが非常に目立つておるわけです。われわれの氣持としては、要するに地元の關係漁民の負担というものを最小限にとどめるといふ前提に立つて、国の補助率あるいは県、市町村の負担というものをそれぞれの方に見合つてやつてもらう、こういう前提に立つた補助率の再検討というものが速急になされなければならぬ。できれば今回の場合に、沿岸漁業等の振興と見合つて、今漁業の種類で定められておる一種、二種というふうなところにおける低位補助率というものを一挙に引き上げたい、こういうところにあるわけでありまして、そういう点については、今後やはり前向きな姿勢で積極的に考えてもらいたいと思ひます。

第三次整備計画の中身というところに入つて参りますれば、いろいろ議論があるわけでありまして、御承知の第一次漁港整備計画では四百五十港を対象にして昭和五十六年の五月に国会承認を経てすべり出し、これがその後昭和三十年に改定をされて第二次漁港整備計画、この場合には、第一次整備計画の未完成漁港の四百七港に新たに百九十七港を加えた六百四港について第二次漁港整備計画がすべり出し、これが本年の段階で七二％の進捗率ということで、第三次漁港整備計画に受け継がれた。第二次漁港整備計画の場合には、第一次漁港整備計画の未完成分を含めて新たに追加した分との間で六百四港についてなされたわけですが、これも、今回の場合には、第二次漁港整備計画の中から相当程度のものをはずして、つまり既定の第二次整備計画のうちから引き継いだものは二百六十四港であつて、新しく追加したものは百六港、これを加えた三百八十港についてやる。そうしてここで落ちたものについては、先ほど来問題にしてきておる改修事業等と持ち、そういう形をとつたわけですが、問題はそういうことと関連をして、先ほど申しましたような改修事業に対する法的根拠の問題もありまして、同時に對大蔵との關係、今後の長期的な予算の確保という面から見て、なぜその第二次計画にまで持ち越してきた、いわゆる整備計画に載つたもの、そして未完成のものについては、引き続き次の整備計画の際にはおおよそそれを包含をして整備をやつていくという考え方をこの際に変えざるを得なかつたのか、そういう点については必ずしも従来からの委員会の質問の中では不十分であり

ますので、あらためて一つ御説明を願ひたいと思ひます。

○庄野政府委員 第二次の整備計画の遂行率は、御指摘のように約七二ないし七三％でございます。この第二次整備計画を遂行して参ります段階におきまして、漁業事情等が著しく変わったわけでもございまして、そういう点を考へながら将来を見通して、第三次の整備計画を立てたわけでございまして、第三次の整備計画の計画方針につきましては、先般御説明申し上げた通りでございます。

なお、われわれといたしまして第三次の整備計画におきましては、やはり全国的に見ても重要な漁港を、総花式じやなしに最重点的に取り上げていくというふうな点から再検討いたしました。今三百八十港というものを第三次の整備計画の修築事業対象港として御承認を願つておる次第でございまして、そういう基準から考えて、従来第二次計画にありました分については、改修計画ということで整備計画と同じ補助率で引き続いてこれはやる、こういうふうな考えをいたしたわけでございます。

第三次の整備計画の中心は、やはり漁業事情に即応する最も重要な漁港につきまして、最重点的にこれを取り上げる、こういう点にあるわけでございまして。

○角屋委員 漁港の一種から四種までの關係では御承知のように、一種が、二千七百五十一の總数のうちで二千八百三十三というきわめて大量を占めております。二種が四百三十三、三種が特定のものを含めれば九四、四種が七十一、今回の第三次漁港整備計画で、こういう總数と見合つて漁港整備の対

象になつたものを見ますと、一種では八十四、二種では百五十七、三種では七十一、特定三種は八つがそのまゝ全部入りまして、第四種では六十という形になりますと、結局沿岸漁業等振興をこれから積極的にやるということに見合つての漁港整備という点からいって、今一種、二種といわれるようないわゆる零細なところについてもやはり十分予算的な裏づけをもつて早期に漁港整備をやるという観点から見ると、何となく今回の第三次漁港整備計画では、比較的力の強い中核的なところに非常なウェートが置かれて、第一種、第二種というのは非常に冷遇されていくという姿が端的に出てきているのじやないかという感じがするわけですね。しかも改修事業というのは、今日法的な規制も明らかにされておるわけでもありませんし、その年々の予算編成で若干変動を生ずる危険性も当然予想されてくるということになりますと、今申しました一種、二種等の漁港整備というのは、時期的に非常にずれくる危険性も生じてくるのじやないか。従つて私は漁港の工事というものについては、修築、改修に分けることについては別に異論をはさむものではないと思いますが、その際に先ほど来言つておりますように、局部改良というふうな低位補助率のものは改めて改修計画の中にも含むという形に切りかえて、そして特に今後の沿岸漁業等の振興の關係からいくなれば、第一種、第二種についても冷遇することなく、これらについても漁港整備についても速急に進めるとともに、沿岸漁業の構造改善とタイアップした漁港整備という観点から見ると、今回の第三次漁港整備計画の考え

方というものは必ずしも密着して立てられているというふうな感じがしないのですけれども、その辺はどうお考えですか。

○庄野政府委員 この第一種、第二種漁港につきましては、整備計画に取り上げていきます計画段階におきまして、第一種、第二種はやはり沿岸漁業の構造改善の中核漁港的な性格を持つものから最優先して参りたい、こういう計画方針で第一種、第二種から整備計画に取り上げて参った次第でございます。御承知のように、漁港というものは沿岸構造改善の大きな基盤整備の最も重要なものであらうとわれわれは考えておるわけでございますが、漁港というものはやはり水産業の発展にとりましては先行投資的な性格のものであらうと存ずるわけでございます。そういう点でもちろん沿岸漁業の構造改善対策事業を進めていきます場合に、その計画とあらはら、あるいはそれと全く不可分の関係において考えなくてはならぬわけでございますが、沿岸構造改善は昨年から出発しているわけでございまして、その調査計画段階においてこれは十分調整し、そして先行投資的な役割も果たすということで、第一種漁港については八十四港、第二種漁港については百五十七港、そういう中核的な性格が濃いという点から、第三次整備計画に取り上げて重点的に推進する、こういう考えでございます。

○角屋委員 この中核漁港という考え方は、私は必ずしも否定しないのですけれども、中核漁港としては、その中核漁港に應ずるスケールの漁港整備をやる、これは必要だと思ふ。ただししかし、中核漁港という構想に当てはまら

ないところといえども、今日の沿岸漁業の実態や今後の沿岸漁業の振興から考えれば、速急に漁港整備をやらなければならぬところがたくさん山積してある。現に今日、新年度予算の局部改良あるいは改修、あるいは修築の整備計画で指定されたところのどこを取り上げるかという問題のヒアリングを水産庁でやっている場合に、連日山のごとくに第一線の漁業協同組合から陳情に來ている姿があるでしょう。それほど今日沿岸漁業のいわば苦悩をしてい

るものを重要な項目の一つとしてやらなくてはならぬという熱意がここに出てきているのだと思ふ。私もそれはそういう第一線の要望等を考えてみる場合に、やはり沿岸漁業振興の重要な基盤として漁港整備というものは——中核漁港そのものは、それはそれなりのやはり規模、スケールを持ってやらなければならぬと思ふけれども、中核漁港の性格に該当しないと思われるところについても、やはりそれに見合った漁港整備というものは同時に並行的に進められなければならぬ。こういう点から見て、私は漁港法の再検討の問題ももちろんでありますけれども、同時に今日、第三次整備計画で考えておる予算規模、これからの八年間の修築事業あるいは改修、局改等に対する予算規模というものは、これでもっていいのかどうか。先ほど建設関係、運輸関係、あるいは所得増進計画における総合的な予算等についても伺いをしましたのは、それらの全体的な計画の中において今後沿岸漁業の振興というものを真剣に考える、構造改善を真剣に考えるという立場から漁港整備とい

うものを取り上げます場合に、これから八年間の予算規模としてこの程度のものでいいのかどうか、第一線の要望から見てこれはきわめて不十分だというふうに率直に感ずるわけですが、ことに、これから補助率の改定等も真剣に考えて改定するということになつたならば、予算の全体的なワクというものについても、さらにふくらまさないければならぬということであらうかと思ひます。せっかく政務次官がおいででありますので、この機会に政務次官にお伺いしたいわけですが、政府としては、沿岸漁業等振興法を今日出してこられて、内容的にはこれから真剣に検討しなければならぬかと思ふわけですが、これからは沿岸中小漁業等を含む漁業の振興をはかつていきたいということでも考えられる場合に、それとタイアップした漁港の整備というものは今日喫緊の急務だということになる。しかも従来の漁港整備というものは、大正七年に漁港に対する補助というものが芽を出しましてから歴史的な変遷を経て、今日のような漁港法の成立、それに基づく整備計画の第三次までの進展というところまでたつたわけですが、全国的に漁港整備の今日の

実態というものをみてみると、まだまだ相当大規模の予算を通じて、しかも速急にやっつけていかなければならぬという現地の要請というものが強いわけですが、この機会に、今後の漁港整備の進め方、あるいは漁港法の根本的な再検討、補助率の引き上げ等の問題を含めて、政務次官のお考えを最後にお伺いしておきたいと思ひます。

○津島政府委員 漁港の重要性につきまして、だんだんお話を承りまして、

全く同感でございます。今日の漁港には、沿岸漁民の生活の向上、経済の発展というものから考えまして幾多の問題をはらんでおるように思ふのであります。第一には、全国的に見まして、現在の漁港の規模はたして時代に合っておるかどうかという点に對しては、私も、私も多大の疑問を持っております。計画をした場合と今日の漁港の使命といいますが、あり方というものが、かなり違つておるのではありません。それに対して、今後ほんとうに再検討をして参らなければならぬというふうに考えられるのであります。全国に非常に多くの漁港がございまして、ほんとうに今日の要請にマッチし得る漁港は幾ばあるかというところを考えると、やはり寒心にたえないものがあると思ふのであります。従いまして、思い切つた検討を加えるということには必要であるというふうに痛感いたします。

それから補助率の問題でございますが、ごもつともなことでございます。これは北海道に比べまして非常に低いのであります。北海道は高いということとをかれこれ言うのはございせんが、今日の内地の漁港の使命から考えまして、また重要性から考えまして、この率を北海道並みに引き上げていくということは当然のことではないだろうかというふうに私は考える次第でございます。

いづれにしましても、今後大きな政治の課題として、日本の漁港というものを取り上げて検討して参らなければならぬものであるというふうに考えておる次第であります。

○長谷川委員長 次会は明六日午前十

時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会